

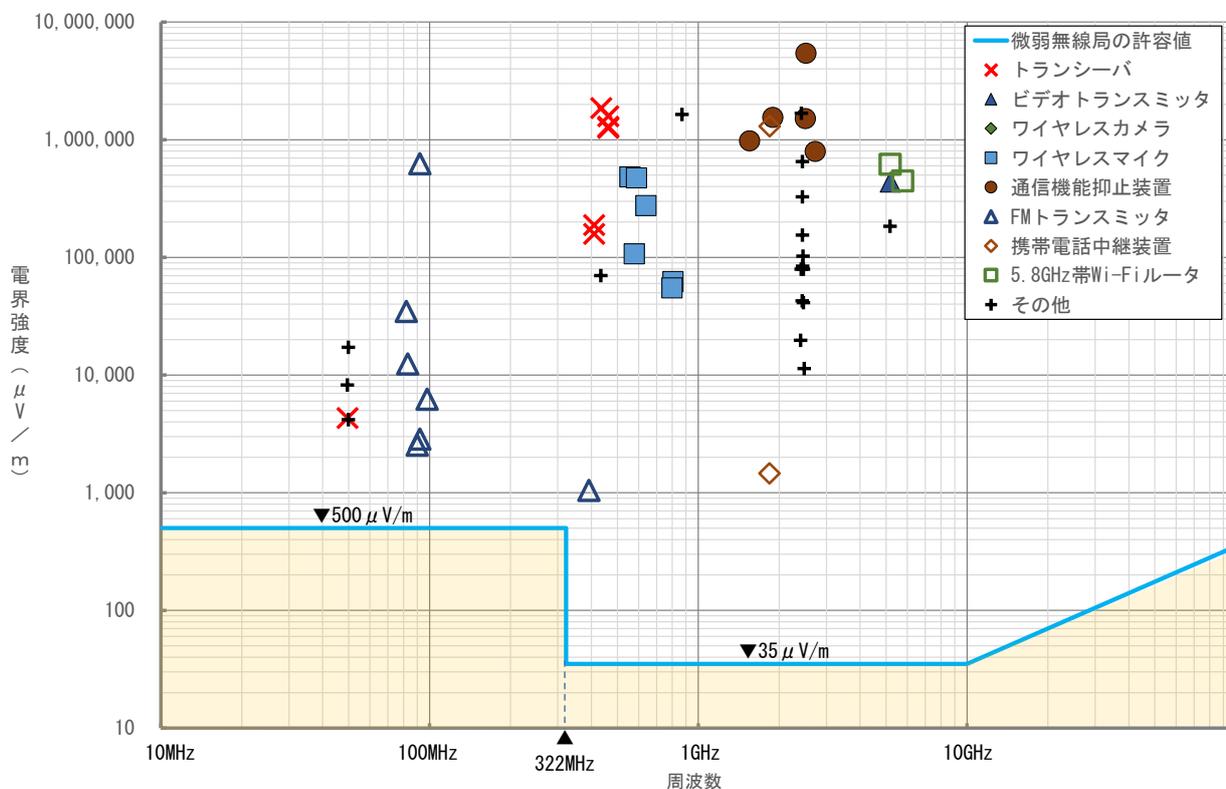
令和5年度無線設備試買テスト中間報告(第1次)概要

微弱無線設備の基準に適合しない電波を発射する無線設備は、他の無線局に妨害を与えるおそれがあるだけでなく、電波法令の手続きなく使用すると電波法違反による罰則(1年以下の懲役又は100万円以下の罰金)の対象となります。

そこで、総務省では、購入者が上記の無線設備を購入・使用して他の無線局に妨害を与えることを未然に防止するため、無線設備について免許不要で使用できる「微弱無線設備」(電波法施行規則第6条第1項第1号で規定する電波が著しく微弱な無線局)の基準への適合を確認するため「無線機器試買テスト」による測定を行っています。

令和5年度は、現時点で46機種が微弱無線設備の基準に適合しない電波を発射することが確認されています。

微弱無線設備の基準に適合しない無線設備の概要は下記の通りです。



無線設備の用途	不適合機種数
トランシーバ	7
ビデオトランスミッタ	1
ワイヤレスマイク	3
通信機能抑止装置	5
FMトランスミッタ	7
携帯電話中継装置	2
Wi-Fiルータ	2
その他	19
合計	46

結果については、総務省電波利用ホームページ(<https://www.tele.soumu.go.jp/j/adm/monitoring/illegal/result/index.htm>)において公表します。

また、電波利用ホームページでは、これまでに実施した無線設備試買テストで微弱無線設備の基準を超える電波を発射した無線設備についても、測定データや写真等を公表していますので、無線設備の購入や販売の際には、これらの情報も参考としてください。